

**私立大学の医学部に進学した子の扶養料の算定****【文献種別】** 決定／大阪高等裁判所**【裁判年月日】** 平成29年12月15日**【事件番号】** 平成29年（ラ）第1222号**【事件名】** 扶養に関する処分（扶養料）審判に対する抗告事件**【裁判結果】** 変更（確定）**【参照法令】** 民法879条・766条**【掲載誌】** 判時2373号38頁、判タ1451号109頁、家庭の法と裁判17号53頁

LEX/DB 文献番号 25560985

**事実の概要**

X（私立大学医学部生・23歳）は、父Y（医師）と母A（薬剤師）の長男である。YとAは平成5年に婚姻し、XとB（以下、子らという）が生まれた。同19年頃、Yの不貞が発覚し、同21年にYは医院を開業して自宅を出た。同22年、YはAに対し、離婚を申し入れるとともに翌年には5,000万円のローンを組んでマンションを購入し、Aと子らは前記マンションに移り住んだ。

同23年、YはAに対して離婚調停を申し立て、翌年に子らの親権者をAと定めて離婚する旨の調停が成立した。その際、子らの養育費については、子1人あたり500万円の一時金に加えて、子らが大学（医学部を含む）を卒業するまで1人あたり月額25万円を支払うほか、子らが私立大学の医学部に進学する場合には、子らが直接Yに希望を伝え、不足分については別途協議すること（以下、「協議条項」という）とされた。また、財産分与として、Aに前記マンションの持分の2分の1を分与するとともに、Yが住宅ローンを完済した後にはYの持分（残り2分の1）もAに譲渡するとされた（同25年に完済）。

Yは、同25年に再婚すると子らと疎遠になり、養育費減額調停を申し立てたが（不成立）、同27年、裁判所は標準的算定方式に準拠し、Yの申立てを却下した。この間、Aは、Yに対して子らとの面会交流を求める調停を申し立てたが、Yは審判で認容された後も面会交流に応じていない。

Xは、2年の浪人生活を経た後、同27年に医学部に入学し、Yに対して養育費の不足分に関する協議を申し入れたが、これに関する支払いを断られた。そこで、同28年、Xは、Yに対して医

学部進学後の学費を扶養料として支払うことを求めて調停を申し立て、本件審判手続に移行した。

原審（京都家福知山支審平29・9・4家庭の法と裁判61頁）は、YとAの離婚時の協議条項に基づき、YにはXへの養育費のほか一定の扶養料を分担する義務があるとした。追加分担額については、Xが医学部の6年間に要する費用（3,230万円）をYとAの基礎収入で按分（9対1）してYの分担額を算出し（約2,907万円）、そこから前記の養育費一時金および6年分の養育費全額、Xが浪人した際の養育費の一部（計2,500万円）を控除し、Yの分担額を6年間で407万円程度として認容したところ、双方が抗告した。

**決定の要旨**

原審と同様に、Yは養育費のほか一定の扶養料を分担する義務を負うとし、負担額については、次のように算定した。まず、Xが医学部の6年間に要する費用（約3,200万円）から公立学校の教育費相当額（年額約33万円）の6年分を控除した額を算出し（3,000万円）、次に、Aが薬剤師として稼働を開始したこと、Aと子らが居住するマンションのローン全額をYが負担していることなどを考慮し、YとAの按分割合を4対1とした（Yの分担額は2,400万円）。最後に、前記Yの分担額から養育費一時金およびXが浪人した際の養育費の一部（計800万円）を控除した上で、前記養育費には私立大学の費用の一部も考慮されており、Xは標準的算定方式では賄えない部分のみを扶養料として請求できるとして、養育費のうち月額10万円（計720万円）のみを控除し、Yの分担額を6年間で880万円程度とした。

## 判例の解説

### 一 子の扶養

本件は、父母が離婚調停において子の監護に関する費用（養育費）に関する合意をした後、子が私立大学の医学部に進学したため、前記離婚調停時の協議条項に基づき、子（本人）が父に対して医学部進学後の学費等を扶養料として請求した事案であり、前記協議条項の存在を前提とした判断がなされたものである<sup>1)</sup>。

養育費は、未成熟子を健全な社会人に育てるために要する費用であり<sup>2)</sup>、養育費の支払義務を負う者（親・扶養義務者）は、自己の生活を保持するのと同程度の生活を被扶養者（未成熟子・扶養権利者）にも保持させなければならない（生活保持義務）<sup>3)</sup>。ここでいう未成熟子とは、自己の資産または労力で生活する能力の無い者をいう（東京高決昭46・3・15家月23巻10号44頁）。したがって、子が一定の年齢に達し稼働能力を有する場合には、未成熟子に該当するか否かについては個別具体的に判断される。

判例は、子が病弱であるなどの理由で就労できない場合には、成年に達していたとしても未成熟子であるとする（前掲東京高決昭46・3・15等）。また、子が大学生であったとしても、父母の収入や学歴・社会的地位等から当該子が大学に進学しても不相応でない場合には未成熟子であるとし（大阪高決平2・8・7家月43巻1号119頁等）、子が成年に達しており潜在的稼働能力があることのみを根拠として子が要扶養状態にないものとはいえないとする（東京高決平12・12・5家月53巻5号187頁）。

一方、学説には、中学校を卒業して社会に出た者はもはや未成熟子ではないとするもの、子の大学進学が当然視されるような家庭環境にある場合には大学卒業までは未成熟子であるとするものなどがある<sup>4)</sup>。

### 二 養育費の請求

#### 1 請求方法

養育費の請求方法は、大別すると、次のようになる<sup>5)</sup>。①子の父母が婚姻中（別居中を含む）の場合には、子を監護養育する親が他の一方の親に対し、夫婦間の協力扶助義務（民752条、家事別表第2の1項）および婚姻費用分担義務（民760条、

家事別表第2の2項）に基づき、養育費を請求する。②子の父母の離婚に際し、父母の一方が親権者・監護者として子を養育する場合には、子の監護に要する費用として、親権者・監護者が非監護親に対して、養育費の分担を請求する（民766条、民771条、家事別表第2の3項）。

実務では、前記①・②の方法によるのが一般的であるが、民法877条1項に基づき子自身が扶養請求を行うことも可能である。

### 2 養育費分担の始期・終期

婚姻費用の分担について、判例は過去に遡って婚姻費用分担の審判をすることができるとする（最大判昭40・6・30民集19巻4号1114頁）。婚姻費用分担の始期については、判例・学説ともに一致をみないが、大別すると、①要扶養状態の発生時、②請求時（調停や審判の申立て時）、③審判時とする立場がある。実務上は生活保持義務としての性質と両当事者の公平を考慮して②を採るものが多いようであるが<sup>6)</sup>、学説では①が通説的地位にある<sup>7)</sup>。

養育費分担の始期についても、婚姻費用の場合と同様に考えられており、実務上は、原則として②が始期となる。始期が②より遡る場合についても、同様に、当事者の公平が考慮される<sup>8)</sup>。

養育費分担の終期は、子が未成熟子でなくなったときであり、先述のように、高等学校卒業時（18歳）、成年年齢到達時（20歳）、大学卒業予定時（22歳）など事案により様々である。近時では、子が成年に達した後も、子の適性や能力、父母の収入や学歴・社会的地位等を考慮して、大学を卒業する月までの養育費・扶養料の支払いを命じる傾向にある（東京家審平18・6・29家月59巻1号103頁、東京高決平22・7・30家月63巻2号145頁）。

### 三 養育費の算定

#### 1 養育費算定の実務と標準的算定方式・算定表

従前の家庭裁判所における養育費の算定は、子が義務者（非監護親）と同居していると仮定すれば、子のために消費されたはずの生活費がいくらであるのかを計算し、これを義務者と権利者（監護者）の収入の割合で按分して義務者が支払うべき額を定めるというものであった。しかし、前記の方法は、計算方式が煩雑であり、当事者がその結果を予測することが困難であること、また、計

算の基礎となる数字を実額で認定していたため、審理が長期化するなどの弊害があった<sup>9)</sup>。

このような問題を解決するため、現在の実務で用いられているのが東京・大阪養育費等研究会による「簡易迅速な養育費等の算定を目指して—養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案」（以下、算定方式を「標準的算定方式」、算定表を「標準的算定表」という）である<sup>10)</sup>。これは、従前の実務における養育費算定方法の基本的な考え方を維持し、簡易迅速な算定が可能となるような算定方式とその算定結果を類型別に一覧表にしたものである。しかし、離婚当事者の実態は様々であることから、養育費等の算定にあたり考慮しなければ著しく不公平となるような事項（特別の事情）の処理については、問題が山積している<sup>11)</sup>。

## 2 特別の事情

本件は、義務者Yが高額所得者であり、権利者Xおよびその母Aは住居費の殆どを負担せずに済んでいること、さらにXが2年の浪人生活を経て私立大学の医学部に進学したものであり、特別の事情が問題となる事案である。本件では、Yの給与所得（標準的算定表の自営収入に換算）と事業所得額を合算した結果、その総収入は、標準的算定表の自営収入の上限の4倍以上であることが認定されている。しかし、子1人あたりの養育費については、その性質上、基本的には標準的算定表の上限額を上限とすることで足り、学費等の不足額については、事案によりこれを加算することを検討するとされる<sup>12)</sup>。また、養育費の算定にあたっては、原則として、住宅ローンを考慮する必要はないとされる。婚姻中に購入した不動産の住宅ローンについては、離婚時の財産分与において清算されているのが通常だからである<sup>13)</sup>。

そこで、以下では、特別の事情のなかでも、本件で問題となった私立大学への進学と養育費の追加負担について整理する。標準的算定方式および標準的算定表は、子の生活費指数（親を100とした場合に、14歳以下の子は55、15歳以上の子は90）を定めるにあたり、公立中学校・公立高等学校（以下、「公立学校」という）の教育費については考慮しているが、その他の教育費については考慮していない。したがって、未成熟子が私立学校等に進学し、養育費の不足が問題となった場合には、義務者に不足分を負担させることの許否（私立学校

等への進学に関する義務者の明示・黙示の承諾の有無、義務者の学歴や資力等に基づき負担させることの相当性等）、加算の対象となる範囲（入学金・授業料・交通費・学習塾代・下宿代等）、具体的な加算額等について別途検討が必要となる<sup>14)</sup>。

加算額については、私立学校等の授業料を当事者の基礎収入で按分する方法、私立学校等の実際の授業料から標準的算定方式で考慮される公立学校の教育費を控除した額を当事者の総収入または基礎収入の割合で按分する方法（大阪高決平21・11・17（平成21（ラ）1055）判例集未登載、東京家審平27・6・26判時2274号100頁）、子の生活費指数を変更する方法、当事者の生活費指数で按分する方法（前掲大阪高決平21・11・17、前掲東京家審平27・6・26、大阪高決平26・8・27判時2267号57頁）<sup>15)</sup>、私立学校等の授業料相当額全額を標準的算定方式および標準的算定表によって求められた額に加算する方法等が考えられている<sup>16)</sup>。

なお、学習塾等の習い事や浪人中の養育費等については当事者の経済状況等を踏まえ、社会通念上相当と認められる範囲で義務者に分担を認める余地があるとされる<sup>17)</sup>。

## 四 本件について

本件では、原審・抗告審ともに、YとAの離婚時の協議条項、YとAの収入や学歴・社会的地位、Xの資産収入の状況から、YにはXへの養育費のほかに一定の扶養料を分担する義務があるとした。また、扶養料分担義務の始期については、実務上は請求時とするのが一般的であるところ、本件では、XがYに対する扶養料請求の申立てをしたのは前記医学部に進学してから約1年4か月後のことであったが、その原因は、離婚後のYの子らに対する態度にあるとして、Xに養育費のみでは学費等を賄えない事態が生じたとき（医学部に入学した平成27年4月）とした。前記のような原審・抗告審の判断は、従前の裁判例と比しても首肯することができる。本件では、養育費の不足分（追加費用）についてのYとAの分担割合、および、具体的な負担額の算定に際して離婚時にYとAの間で取り決められた養育費をどのように取り扱うかにつき、判断が分かれた。

原審は、追加費用の分担額について、Xが医学部の6年間に要する費用をYとAの基礎収入で按分（9対1）してYの分担額を算出し、そこか

らXの養育費一時金および6年分の養育費全額、Xが浪人した際の養育費の一部を控除し、Yの分担額を算定した。

これに対して、抗告審は、Xが医学部の6年間に要する費用について、Aの稼働状況、Aと子らが居住するマンションのローンの支払い状況から、YとAの按分割合を4対1とし、最後に、Yの分担額から養育費一時金およびXが浪人した際の養育費の一部を控除した上で、前記養育費には私立大学の費用の一部も考慮されており、Xは標準的算定方式では賄えない部分のみを扶養料として請求できるとして、Yの分担額を算定した。

標準的算定方式および標準的算定表は、あくまでも標準的な養育費を簡易迅速に算定することを目的とするものであり、最終的な養育費の額および養育費の追加分担額については、各事案の個別的要素を考慮して定められる。ただし、標準的算定方式および標準的算定表の枠を超えるような額の算定を要する場合であっても、養育費の性質を考えると、従前のような細かな実額認定を行うのではなく、標準的算定方式および標準的算定表の基礎となる考え方を踏まえた手法により、簡易迅速に算定するものとされる<sup>18)</sup>。

このような実務の考え方によると、抗告審のように、既に取り決められた養育費を超える負担額（追加分担額）について、子の教育費から標準的算定方式において既に考慮されている公立学校の教育費を控除した額を当事者の収入割合で按分するという方法は、支持されるべきものであろう。ただし、この方法によると、権利者に収入が無いか非常に少ない場合には、その全て、あるいは殆どを義務者が負担することとなり、場合によっては不公平な結果となる懸念がある<sup>19)</sup>。この点と関連して、本件のように義務者の収入が高額な場合には、単に公立学校教育費相当額を控除するのではなく、子の生活費指数のうち教育費の占める割合を用いる方法によるのが相当であるとの指摘もある<sup>20)</sup>。私立大学の医学部の授業料等は、一般的な大学の授業料等に比べて高額であることから、当事者の公平が担保される算定方法の構築と事案の集積が待たれる。

●—注

1) 親の子に対する扶養義務の法的根拠は、判例・学説ともに様々である。詳細は、松川正毅＝窪田充見編『新基本法コンメンタール 親族』（日本評論社、2015年）323

- ～324頁〔冷水登記代〕参照。
- 2) 秋武憲一監修／高橋信幸＝藤川朋子『子の親権・監護の実務』（青林書院、2015年）282頁〔高橋信幸〕。
  - 3) 於保不二雄＝中川淳編『新版注釈民法(25) 親族(5)〔改訂版〕』（有斐閣、2004年）733頁以下〔床谷文雄〕。
  - 4) 詳細は、松本哲泓『婚姻費用・養育費の算定——裁判官の視点にみる算定の実務』（新日本法規出版、2018年）6頁参照。
  - 5) 請求方法の詳細および裁判例については、小島妙子『Q&A 離婚実務と家事事件手続法』（民事法研究会、2013年）237～239頁、冷水・前掲注1）324頁、二宮周平編『新注釈民法(17) 親族(1)』（有斐閣、2017年）371～372頁〔棚村政行〕参照。
  - 6) 菱山泰男＝太田寅彦『婚姻費用の算定を巡る実務上の諸問題』判タ1208号31頁。
  - 7) 本山敦「親族法コンメンタール 第36回」戸時779号35頁。
  - 8) 松本・前掲注4）14頁。
  - 9) 詳細は、岡健太郎「養育費・婚姻費用算定表の運用上の諸問題」判タ1209号4～5頁。
  - 10) 判タ1111号285頁以下。なお、判タ1114号3頁に訂正記事がある。
  - 11) 濱谷由紀＝中村昭子「養育費・婚姻費用算定の実務——大阪家庭裁判所における実情」判タ1179号40～41頁、菱山＝太田・前掲注6）24～32頁、岡・前掲注9）5～11頁、松嶋道夫「簡易算定方式の問題点とあるべき養育費・婚姻費用の算定」自正64巻3号21～27頁等。なお、養育費・婚姻費用の新しい簡易算定方式・算定表として、日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会編『養育費・婚姻費用の新算定表マニュアル——具体事例と活用方法』（日本加除出版、2017年）がある。
  - 12) 岡・前掲注9）8頁。なお、当事者の収入が公立学校の子がいる世帯の平均収入を上回る場合には、結果として公立学校の学校教育費以上の額が考慮されていることとなるとされる。濱谷＝中村・前掲注11）40頁。
  - 13) 財産分与が未了の場合や義務者が住宅ローンの支払いを継続することを前提に離婚している場合には、当該ローンを考慮することが相当とされることもある。詳細は、岡・前掲注9）9頁。濱谷＝中村・前掲注11）41頁。
  - 14) 松本・前掲注4）126頁、132頁参照。
  - 15) 各加算方法の考え方および裁判例の詳細は、松本・前掲注4）127～136頁参照。
  - 16) 濱谷＝中村・前掲注11）40頁。
  - 17) 松本・前掲注4）131頁。菱山＝太田・前掲注6）30頁。大阪高決平28・3・17判時2321号36頁。
  - 18) 岡・前掲注9）11頁。
  - 19) 松本・前掲注4）127頁。
  - 20) 岡・前掲注9）11頁。